

福生市教育委員会会議録

令和3年第2回定例会

- 1 開催年月日 令和3年2月16日(火)
- 2 開始時刻 午後2時30分
- 3 終了時刻 午後3時42分
- 4 場 所 第二棟4階 委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司
教 育 総 務 課 長 吉 野 真 寿 美
教 育 支 援 課 長 荻 島 正 義
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎
公 民 館 長 佐 藤 克 年
図 書 館 長 大 楠 功 晃
教育施策担当主幹 重 末 祐 介
特 命 担 当 主 幹 酒 見 裕 子
指 導 主 事 古 川 祐 平
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
- 8 傍 聴 人 0人

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 4 号 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 5 号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 6 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 7 号 福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 8 号 令和 2 年度福生市一般会計補正予算（第 12 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 9 号 令和 3 年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 9 議案第 10 号 福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約の変更に対する意見聴取について
- 日程第 10 議案第 11 号 福生市図書館基本計画の改定について
- 日程第 11 議案第 12 号 第四次福生市子ども読書活動推進計画の策定について
- 日程第 12 議案第 13 号 福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和 3 年度～5 年度について
- 日程第 13 議案第 14 号 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 14 協議事項 1 令和 3 年度福生市教育方針について

教 育 長 お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、令和3年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、坂本和良委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長、お願いします。

教 育 部 長 それでは私からは、日程第2教育長報告の学校教育以外の報告をさせていただきます。資料は、3ページのA3判を御覧ください。

まず、市の動きでございます。1月26日にF－e監査がございました。このF－eとは、福生市環境マネジメントシステムであり、自治体の活動によって生じる環境への負荷を低減するよう、配慮・改善するための一連のしくみでございます。これは、市の施設、学校も対象となります。監査では市長、教育長も面談を例年受けておりますが、今回は書面での監査を実施いたしました。報告書等は現在作成中でございます。

続きまして、2月5日を御覧ください。新型インフルエンザ等対策本部会議が行われました。こちらにつきましては、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことや、東京都の緊急措置を受けまして、福生市におきましても国や都の方針に従い、教育に関するものでは主に施設の閉館時間の繰上げなどを決めたものでございます。

また、同日に福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部会議と記載がございます。こちらは、この日に創設された会議でございます。新型コロナウイルスワクチン接種の迅速な対応を図るために設置されました。現時点では、福生市医師会との調整で、集団接種で行うべきではないという考えで進めており、まずその会場としましては、密を防止でき、そして報道等でもございますが、アナフィラキシーの対応を迅速に対応するためにも公立福生病院に近い場所が必要ではないかということで、この会議の中では、市施設の中で福生地域体育館が適当であると会場に決定をされております。期間につきましては、現時点で準備も含め、令和3年3月16日から令和3年9月30日でございますが、今後の状況によっては延長の可能性もございます。

続きまして、教育総務課欄を御覧ください。記載しております日程で教育委員会学校訪問がございました。本日午前中も学校訪問がありました。渡辺委員、坂本委員、ありがとうございました。また、今後も予定されておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に1月27日の都市教育長会幹事会及び定例会でございます。オンラインでの開催でございました。こちらにつきましては、各種委員の選任が行われました。また、都からは学校職員の共済組合の扱いなどについて説明がございました。

次に2月9日でございます。市町村教育委員連合会研修会がございまして、こちらは加藤委員にオンラインで出席をいただいています。ありがとうございました。

また、翌日の10日に2月の都市教育長会幹事会・定例会がオンラインで行われました。令和3年度総会に向けまして、令和2年度の決算見込みや令和3年度予算案、事業案などが協議されております。また、東京都から令和3年度予算についての説明がございます。

生涯学習課以降の課でございますが、緊急事態宣言の延長措置等に伴いまして、夜間に予定していた教室・講座は、密となってしまう状況もあることから中止、あるいは安全の範囲内で展開しております。

私からは以上でございます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

続きまして、参事より報告いたします。

私からは、学校教育に関する所管事務について、大きく5点御報告申し上げます。恐れ入りますが、資料5ページを御覧ください。

1点は、インフルエンザによる臨時休業措置についてでございます。前回に引き続き、それ以後もございません。

2点は、新型コロナウイルス感染症についてです。緊急事態宣言が延長され、学校での対応も延長しております。また、国、都からの通知による注意喚起等、学校にしております。

3点は、その他の報告についてでございます。資料にある日程で、福生市立学校書写展及び展覧会を実施いたしました。どちらも力作が展示されました。

4点は、教職員表彰についてです。令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰で、福生第二中学校、寺沢陽子指導教諭が表彰されました。外国語の指導が優れていることを認められての受賞となりました。

最後の5点は、今後の予定についてです。令和3年2月19日、福生第五

小学校が、令和元・2年度東京都教育委員会 持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の研究発表会を行います。新型コロナウイルス感染予防のため、当日は公開を行わず、事前に申し込んでいただいた方に対して限定配信を予定しています。

最後は、令和2年度の卒業式の予定でございます。来賓は招かず、実施の予定です。

私からは以上です。

教 育 長 報告は以上でございます。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。特にございませんか。新型コロナウイルス感染症対策に相変わらず追われております。学校では、順調に予定されている教育課程が進行しておりますので、それだけは安心しております。これから都立高校等の入学試験がまだ控えておりますので、何とかこの状況を乗り切って卒業式を迎えたいと考えております。

よろしいですか。それでは、以上で教育長報告を終わります。

それでは、次に、日程第3、議案第4号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第3、議案第4号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から9ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正の趣旨でございますが、地方公務員法第23条の規定に基づき、人事評価を、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用していかなければならないことから、人事評価の分限への反映として人事考課の結果、著しく成績が下位の職員に対しましては、改善措置を実施した上で、「降給」という分限処分を行えるように本条例を改正するものでございます。

13ページの新旧対照表を御覧願います。改正内容についてでございますが、第1条は、降給に関する規定の整備でございます。地方公務員法第27条第2項で、条例に定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがないと規定され、法第28条第3項で職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除

くほか条例で定めなければならないと規定されていることから、「降給の事由」、「降給の基準」及び「降給の効果」を新たに規定するものでございます。

第1条の2は、新たに降給の事由を規定するものでございまして、「職員の勤務実績が不良である場合においては、その意に反してこれを降給することができる」と規定するものでございます。

第2条第1項は、降給の基準の追加でございまして、「職員を降給することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良であることが明らかな場合とする」という規定の追加でございます。

第2条第2項は、第1項の追加に伴う項ずれでございます。

第2条第3項は、法第28条第1項第3号の「その職に必要な適格性を欠く場合に職員を降任し、または免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とするほかの職に転任させることができない場合に限るとする」規定を追加し、降任、免職の基準及び手続を定めるものでございます。

資料4ページの第4条の2は、新たに降給の効果について規定するもので、「第1条の2の規定による降給の効果は、任命権者が別に定める」とするものでございます。

最後に、附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

特に御質問等なければと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第5号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といた

します。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第4、議案第5号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料は15ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から17ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

まず、改正の趣旨でございますが、資料は18ページからお願いいたします。職員の介護と仕事の両立を支援する観点及びLGBTなど、社会における多様な生活スタイルへの対応を図るため、短期介護休暇の対象となる要介護者の範囲を改めたいので本条例を改正するものでございます。

20ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。改正内容でございますが、第10条第1項第21号は、短期の介護休暇の対象となる要介護者の範囲と条件の規定でございますが、要介護者の範囲に「職員と同一世帯に属する者」を加える改正でございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議をいただき、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第6号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第5、議案第6号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

資料は21ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から23ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでござい

ます。

初めに、改正の趣旨でございますが、令和2年度から実施をしております会計年度任用職員制度の適正な運用のため、期末手当の在職期間割合を見直すとともに、人事評価の給与への反映として勤勉手当の支給率に人事考課結果に基づく成績率を反映させるため、本条例を改正するものでございます。

27ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。改正内容でございます。第11条の2第2項に規定している在職期間の区分に応じた割合の表に、在職期間が「1箇月未満」の場合に割合を「100分の10」とする区分を追加し、それに伴い、これまで在職期間が「3箇月未満」としていたものを「1箇月以上3箇月未満」に改めるものでございます。

第11条の5第2項は、勤勉手当の額の算定方法を規定しているものでございますが、勤勉手当は勤務成績に応じて支給される手当であることを鑑み、算定基礎額から扶養手当分を除外いたしまして、人事考課結果に基づく成績率を反映できる規定に改正するものでございます。現行の規定で「給料等」とあるのは、第11条の2第2項で「給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額を（以下「給料等」）」と規定しているものでございまして、これを「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」に改め、また「この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料等に、100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。」という規定に改めるものでございます。これにつきましては、勤勉手当支給総額には従前どおり算定基礎に扶養手当を含みますが、職員個人に支給する勤勉手当の算定からは扶養手当を除外し、そこで生み出される差分を原資として成績に応じた勤勉手当の支給とするためでございます。

最後に、附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございますが、第11条の5の改正規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

このただし書は、令和3年度に実施した人事考課結果を令和4年度に支給する勤勉手当に反映させるためでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。国や東京都は既に取り組んでいたものを市でも取り

組むといった条例改正でございます。教育総務課長からも追加で何かございますか。

教育総務課長　こちらの改正については、国や東京都では既に実施をしております、市に対しても、東京都からやっていただきたいと指導が入ったということで、今回改正するものでございます。

以上でございます。

教 育 長　よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長　異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第7号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長　日程第6、議案第7号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料は29ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から31ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正の趣旨でございますが、管理職職員の給料月額削減期間を令和4年3月31日まで1年間延長し、令和3年度においても給料削減措置を継続して実施するため本条例を改正するものでございます。

34ページをお願いいたします。新旧対照表を御覧ください。改正内容につきましては、第1条に規定している特例期間を令和4年3月31日までとし、附則第2項に規定している条例の失効の期限を令和4年3月31日まで延長するものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長　説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第8号、令和2年度福生市一般会計補正予算(第12号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第7、議案第8号、令和2年度福生市一般会計補正予算(第12号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

35ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から37ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容につきましては、40ページをお願いいたします。令和2年度福生市一般会計補正予算(第12号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,041万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ326億5,915万7,000円とするものでございます。

それでは、教育に関する部分の補正につきまして御説明いたします。42ページをお願いいたします。左側、中段の第3表、債務負担行為補正でございます。こちらは廃止でございますが、ふっさっ子グローバルヴィレッジ実施委託は、東京2020オリンピック・パラリンピックの令和3年への延期に伴い、周辺宿泊施設の確保困難による事業休止によるものでございます。

45ページをお願いいたします。次に、歳入でございます。第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目教育費国庫補助金の教育施設等騒音防止対策事業補助金6,150万4,000円の減額は、小・中学校防音機能復旧(復機)事業の契約額の確定などに伴うものでございます。

46ページをお願いいたします。第23款市債、第1項市債、第4目義務教育債は、小学校防音機能復旧(復機)事業債2,190万円の減、中学校防音機能復旧(復機)事業債990万円の減で、小・中学校防音機能復旧(復機)事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。47ページをお願いいたします。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目教育指導管理費の説明欄の教育研究指導事業の

自動車借上料194万8,000円の減額は、社会科見学等の中止に伴うものでございます。

次に、48ページ、第2項小学校費、第1目学校管理費のうち説明欄の小学校防音機能復旧（復機）事業、第六小学校講堂復機工事3,919万6,000円及び49ページの第3項中学校費、第1目学校管理費のうち説明欄の中学校防音機能復旧（復機）事業、第三中学校講堂復機工事4,846万3,000円。

続きまして、50ページ、第4項社会教育費、第1目生涯学習推進費のうち、説明欄の古民家管理事務、庭木剪定等管理委託料の143万6,000円の減額は、いずれも契約額確定などに伴う減額でございます。

以上、議案第8号、令和2年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の関係により行えなかった事業等の確定額によるものでございます。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案9号、令和3年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育部長より内容の説明をお願いいたします。

教 育 部 長 それでは、議案第9号、令和3年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書55ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

次の議案書、次の57ページは、市長部局から意見聴取の依頼文。59ページから119ページは、令和3年度福生市一般会計予算及び同説明書の教育委員会所管分の抜粋でございます。

次に、内容について説明をさせていただきます。恐れ入ります、資料は別冊となっております。議案第9号の別冊資料をご覧ください。

この資料は、1ページ目は予算規模等について、3ページ以降につきましては、実施計画、予算説明書の教育委員会所管分の抜粋でございます。

初めに、1ページの予算規模を説明させていただきます。1ページを御覧ください。一般会計、市全体の予算でございます。令和3年度の予算額は248億1,000万円、前年度比3,000万円、率が0.1%の増でございます。そのうち教育費につきましては、予算額が30億8,754万円でございます。教育費の一般会計に占める割合は12.4%、前年度比では2億4,773万9,000円、7.4%の減でございます。

なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係で見ますと、学校教育関係が19億9,552万8,000円、構成比は64.6%で、社会教育関係が10億9,200万1,200円、構成比は35.4%でございます。前年度比で減の主な理由は、学校教育関係では、学校マネジメント強化事業費やICT推進事業費が増となったものの、小・中学校の防音機能復旧（復機）事業が複数年工事の関係から、校舎、講堂、体育館工事の工事組合せ等により、前年度より減となったことが主なものでございます。

社会教育関係は、令和2年度における公民館、分館、3館の空調整備の改良工事の工事完了等が減となったものでございます。

また、令和3年度の予算編成も厳しい財政状況により、令和2年度に引き続き全庁的に各館枠配分が導入された中での予算要求となったものでございます。

次に、2の大規模事業でございます。大規模事業とは1億円以上の事業等でございます。記載のとおりでございます。

次に、実施計画、予算説明書の抜粋で3ページを御覧ください。A3判です。上段、運営方針、アにつきましては、記載のとおりでございます。基本的には全庁的にも各年度間で大きな変更の記載はせず、各年度の主立った動きが次のイ、実施計画に記載してございますが、ただ、令和3年度につきましては、4点目にGIGAスクール1人1台端末の活用を掲載いたしております。

次に、実施計画は、運営方針を具体的に推進するために、令和3年度、新規、廃止、改善を図る事業として掲げ、予算編成を満したものでございまして、3ページから4ページに事業を列挙しております。主なものを紹介させていただきます。

初めに、3ページ、中段、新規は2点、1点目の人権尊重教育推進校事業は、令和3年度から令和4年度、2年間、東京都より人権尊重教育推進

校として第二小学校が指定を受け、実施してまいります。

次に、2点目、中央図書館改良事業は、老朽化による空調設備の更新、バリアフリー化整備等による長寿命化の整備工事を令和4年、5年度に実施するため、令和3年度は実施計画を行います。

次に、改善項目3点でございます。初めに、1点目、オリンピック・パラリンピック等教育推進事業は、競技大会の延期に伴い、令和3年度も引き続き児童・生徒の教育を実施いたします。

2点目、小・中学校ICT推進事業は、ICT環境の充実化でございますが、主な整備としては、これまで課題でございました教育委員会と学校、また学校間のネットワークについて、校務系システムのセンターサーバ化で改善を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。3点目、保健体育事務は、昨年新型コロナウイルス感染症の拡大で中止いたしましたオリンピックトクイベントを実施してまいります。詳細については、今後、報告をさせていただきます。

次に、継続費は、小・中学校において防音機能復旧（復機）事業、空調の更新事業でございます。第六小学校、第三中学校においては、令和4年度夏季休業中に工事を実施するため、令和3年度の契約手続が必要となります。なお、令和3年度においては、令和2年度夏季休業中の工事を次年度に延期しました第三小学校校舎の整備を実施してまいります。

また、第一小学校及び第二中学校の各校舎、講堂、体育館の空調工事の設計を進めてまいります。

次に、複数年にわたる債務負担行為設定の事業は、記載のとおりでございます。

次に、4ページの右側を御覧ください。ウ、歳入予算でございます。歳入は、社会教育施設の使用料や国、都などからの補助金等が主なものでございます。新たなものは、16款2項6目教育費国庫補助金のうち下から2項目め、文化財保存事業費関係補助金146万円は、福生駅西口地区公共施設整備事業予定地域の一部が、昨年11月に教育委員の皆様にご視察いただきました長沢遺跡地域の一部にございますことから、事業開始前に市が実施する試し掘り調査に対する補助金でございます。また、この事業には17款2項7目の文化財保存事業費補助金73万円、東京都からの補助もございまして、負担割合は国が4分の2、都と市が4分の1ずつとなります。

次に、同じく16款2項6目教育費国庫補助金のうち一番下の欄、中央図

書館改良事業補助金1,164万3,000円は、先ほど御説明いたしました新規事業の中央図書館改良事業設計に対する国からの補助でございます。

次に、17款3項5目人権尊重教育推進校事業委託金35万7,000円も、新規事業に対する東京都からの委託金でございます。

次に、20款2項の基金繰入の6目学校施設等整備基金繰入金6,150万7,000円は、GIGAスクール経費に伴うものでございます。

次の7目、学校給食運営基金繰入金79万7,000円は、学校給食費の公会計化に伴う予算措置でございます。学校給食費0.5%の未収金見込分を一旦基金より繰入れ、給食食材購入の安定化を図るものでございます。

以上が、令和3年度新たな歳入でございます。歳入の合計額は4億7,261万9,000円でございます。

続きまして、5ページ左側で、歳出予算は新規、改善項目などの事業別の総括表で、職員人件費を除いた歳出の合計額は、24億9,378万9,000円でございます。

次に5ページ右から、37ページ左側、事務事業の個票にて事業の概要、事業費等を記載しております。先ほど紹介させていただきました新規や改善項目以外で特有なものを一部申し上げます。

初めに、いずれも令和2年度からの事業でございますが、13ページを御覧ください。13ページ、右上の事業ナンバー33、幼保小中連携事業は、令和3年度の東京都からの研究委託金をもって引き続き実施してまいります。

続いて、恐れ入ります、24ページを御覧ください。24ページ、右下、事業ナンバー78、学校支援地域組織事業では、中学校3年生の進学支援のスタディ・アシスト事業、こちらも令和3年度の東京都からの補助を活用し、引き続き実施してまいります。

恐れ入ります、次に26ページを御覧ください。26ページ、右下の事業ナンバー86、スポーツ推進事務は、令和3年度は令和4年から10年間のスポーツ推進計画の改定を実施いたしますので、主な事業費としてスポーツ推進委員、審議会委員の各報酬のほか、スポーツ推進計画策定支援委託料374万4,000円を計上いたしております。

また、最後、37ページ右から38ページは、先ほど紹介させていただきました改善項目の年度別計画等の説明となっております。後ほど御参照ください。

最後になりますが、令和2年度は新型コロナ感染拡大により学校、社会教育においてイベントの中止、臨時の休校、閉館いたしました。また、オ

オリンピック・パラリンピック関連の予算未執行となっております。現時点で収束の時期は分かりませんが、令和3年度は全庁的に事業において、通常、またはオリンピック・パラリンピックが開催される前提で、事業計画を立て予算を計上しておりますことから、暫定的な面もございます。新型コロナウイルス感染症に対する国や東京都の対応により、令和2年度同様に補正予算等もあるかもしれませんが、その都度教育委員会定例会におきまして報告をさせていただくとともに、整備計画、予算におきましても御審議をいただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、大変雑駁ではございますが、令和3年度当初予算教育部の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

加 藤 委 員 すみません、直接予算のことではなく細かいことで申し訳ないのですが、7ページの第三小学校と第五小学校のところにPCB廃棄物処分等委託料というのが、この2校だけあり、他の小学校ではないかと思えます。そこで、PCBというのは今でも使用している可能性というはあるのでしょうか。今では造るのも、使用するのも禁止されていると思えますが、どうなのか伺いたしたいと思います。

教育総務課長 手元の資料がなく大変申し訳ないのですが、現在はPCB自体は使用しておりませんが、その処分について、容量・濃度により急いで処分しなくてはいけないもの、あと何年以内に処分しなくてはいけないものというのは決まっております、PCBの処分に関しては計画的に順序立てて処分をしているところでございます。

加 藤 委 員 ありがとうございます。ほかの小学校では処分するものはないのでしょうか。

教育総務課長 これ以外には無いというわけではなく、決められたタイミングで処分していますので、まだこれから処分が続くという予定ではおります。

加 藤 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

加 藤 委 員 はい。細かいことですみませんでした。

教 育 長 ほかにございますか。

新 藤 委 員 私も細かいことで申し訳ございません。資料の50番です。50番の主なものの中に、学校を巡回するいろんな専門家の予算が取られており、言語聴覚士謝礼という項目がございます。今学校には4人の専門家が年間11回ぐら

いにわたって入っていると思うのです。医療関係や、保健福祉関係、学習関係など、それでこの言語聴覚士があたっているかと思います。そもそもこの福生市での言語聴覚士の取り組みは、言葉を発することと聞こえに問題を抱えており、通常級で非常に苦しんでいた子どもたちが、他地域、青梅辺りの学級へ行っているという背景から始まったことなのです。それで当時、通常級にいる子どもたちにアンケートをとったところ、140名程度の該当がいるとあがりました。こういう実情を確認し、言葉の教室をつくらうという話の中で、この言語聴覚士の方に全学校を回っていただくという予算を取っていただいたのです。ただ、今日においては、ことばの教室ができ、先生方の校内支援委員会の支援精度も上がり、どういったことが課題なのかということが見えてきています。この現状の中で、金額にすると50万程度ではありますが、言語聴覚士が全校を回る必要があるのかということ。言語聴覚士の取り組みをはじめて3年目ぐらいから、該当者を抽出するのに苦慮していた学校現場の事情もあります。そういったことも含め、来年度以降にこの言語聴覚士が本当に必要あるのでしょうか。また、この人的資源というのはやはり必要に応じて投入し、実態に対応していくものだと思います。一度予算を取ったからといって、ずっと予算を取っていく必要があるのかも考えなければなりません。状況が改善されていき、取り組みの成果が出た段階で、次にどんな人的資源を投入すべきなのかという検討が必要ではないかということが、その言語聴覚士の取り組みの中で象徴的に見えました。決して無駄ということはないと思いますが、予算として使うという段階の中で、このあたりの専門家の整理といたしますか、御検討いただけたらと思います。

教 育 長 令和2年度の実績はまだ掌握していませんか。

教育支援課長 言語聴覚士の学校訪問に関しましては、新型コロナウイルス感染症の関係でできなかった部分もございますが、小・中学校で本年度も実施しております。各学校に対して、今はお一人の先生が対応しておられまして、各保護者からの聞こえや言葉の心配について所見を書いていたのを学校を通じて保護者に一定程度フィードバックしております。ただ、委員がおっしゃったとおり、ことばの教室ができる以前の制度との兼ね合い、必要性というものにつきましては、次年度以降、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

教 育 長 これは、来年度の、令和3年度の予算ということでございますので、一

且令和2年度の決算のときに、その辺の実績の確認等をしつつ、その費用対効果等も見極めて、また考えていかなければいけない問題なのだと思いますが、現段階では令和3年度には例年どおり計上をしていくということでございます。

よろしいでしょうか。今後、精査していくということでもよろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。これから3月市議会に上程しまして、例年どおりでは、予算につきましては特別委員会が設けられ、その中での御審議をいただくことになるだろうと思います。

よろしいですか。それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第9、議案第10号、福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約の変更に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第9、議案第10号、福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約の変更に対する意見聴取について、提案理由並びに内容につきまして説明をさせていただきます。

資料は121ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から123ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

資料の124ページをお願いいたします。内容につきましては、令和2年9月の第9回定例会で福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約の変更に係る臨時代理の報告についての議題の中で説明をさせていただいたものと同様の内容でございます。福生第三小学校校舎内工事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小・中学校の臨時休業による影響で夏季休業期間が大幅に短縮されたため、今年度中に実施することが困難となり、工期の契約変更を行いました。国等の意向で工

期を令和3年3月31日までに変更しておりましたが、今回さらに令和3年11月30日まで再延長するために契約変更をするもので、福生市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、3月の福生市議会定例会に契約変更案件として上程される予定でございます。議会に上程するに当たり、市長より契約変更に関して教育委員会の意見を求められております。

なお、工事内容につきましては、現時点で変更はございません。

以上、説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これについてよろしいですか。前にも御説明しておりますが、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第10、議案第11号、福生市立図書館基本計画の改定を議題といたします。図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図 書 館 長 それでは、議案第11号、福生市立図書館基本計画の改定について御説明をさせていただきます。

127ページをお願いいたします。本議案の提案理由でございますが、図書館法第7条の2の規定に基づき策定した福生市立図書館基本計画について、課題、方向性等見直したいため、本議案を提出するものでございます。本議案に対する資料につきましては、本日御配付させていただいておりますA4の計画書本体とA3の概要版の2点でございます。本件につきましては、昨年の11月20日の教育委員会定例会におきまして御説明をさせていただきました後、12月議会、パブリックコメント等を経まして、計画の改定案がまとまりましたのでお示しするものでございます。

まず、12月議会定例会、議員からの意見聴取で議員からの御意見はございませんでした。また、市民意見につきましては、1名の方から3件の御意見がございまして、委員の皆様には御報告のいとまがなかったことから、メールにて御意見に対する市の考えを御報告させていただいております。また、市民意見の内容を踏まえた計画改定案の変更はございません。

今後改定いたしました福生市立図書館基本計画につきましては、市広報や教育広報、図書館ホームページなどで周知を行ってまいります。また、製本につきましては、現在作成しておりますので、出来次第、御配付をさせていただきます。原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。委員の皆様からの御指導いただきました内容については、既に修正をいたしております。
いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。
それでは、ないようですのでお諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第11、議案第12号、第四次福生市子ども読書活動推進計画の策定についてを議題といたします。図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図 書 館 長 それでは、議案第12号、第四次福生市子ども読書活動推進計画の策定について御説明をさせていただきます。

131ページをお願いいたします。本議案の提案理由でございますが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定した、第三次福生市子ども読書活動推進計画の計画期間が終了することに伴い、第四次福生市子ども読書活動推進計画を策定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

本議案に対する資料につきましては、本日御配付させていただいておりますが、A4の計画書本体とA3の概要版の2点でございます。本議案につきましては、昨年11月20日の教育委員会定例会におきまして御説明をさせていただきました後、12月議会、パブリックコメント等を経まして計画案がまとまりましたのでお示しするものでございます。

まず、12月定例会、議員への意見聴取での御意見はございませんでした。また、市民意見につきましては、2名の方から6件の意見がございまして、委員の皆様には御報告のいとまがなかったことからメールにて御意見に対する市の考え方を御報告させていただいております。

なお、市民意見の内容を踏まえた計画案の変更はございません。

また、教育委員会定例会におきまして、委員から何点か御質問、御意見等をいただいております。本計画につきましては、本編の4ページの「計画の性格」の中で触れられておりますが、福生市総合計画（第5期）、福生市教育振興基本計画第2次及び福生市立図書館基本計画等関連事業計画と整合性を図り策定している計画でございます。福生市立図書館基本計画内にも複数の事項の中で「第四次福生市子ども読書活動推進計画に準拠いたします」と記載がございます。

また、本計画の目玉となる取組について御質問いただいておりますので、何点か御紹介をさせていただきます。まず、乳幼児、未就学児を対象とした事業として、図書館での乳幼児タイム、おはなし会などが挙げられます。また、小・中学生及びヤングアダルト世代への取組といたしまして、読んだ本を記録する読書ノートの作成、配布、そしてジュニア司書養成講座の開催などが挙げられます。

次に、何点か御意見をいただきました内容と御意見に対する内容でございます。御意見の内容につきましては、全て本編27ページ、学校等での読書活動の推進に関わるものでございます。本日御配付の本編27ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、令和3年度教育課程編成の基本的な考え方の中の1人1台端末を使った市内図書館、学校図書館の利用の推進についての御意見をいただいております。

27ページ、学校等での読書活動の推進の中の白四角の3つ目の項目に、「学校において児童・生徒の1人1台端末を活用した情報の収集、必要な資料の選択等レファレンス機能を強め、図書館、学校図書館の利用を推進」、こちらの文言を追記しております。

次に、学校図書館の活性化について、地域や保護者が学校、図書館で児童・生徒の読書活動を支援している例があり、コミュニティ・スクール委員会でこうした活動を先進的に行っている地区の様子を学んではどうかとの御意見でございました。こちらも同ページ、白四角の5つ目の項目に「児童・生徒の利用しやすい読書環境を推進するためにコミュニティ・スクール等を活用した地域人材との連携による学校図書館の活性化」の文言を追記いたしております。

また、同ページの白四角の2つ目の項目の修正につきましては、これらの意見を追記いたしましたため、分かりやすい文言の整理をさせていただいたものでございます。

このほか、計画全体で軽微の文言の整理を行っております。

また、64ページ以降に資料編として用語解説と検討経過などを追加いたしております。

今後新たに策定しました第四次福生市子ども読書活動推進計画につきましては、市広報や教育広報、図書館ホームページなどで周知を図ってまいります。

また、本計画の製本とアンケート調査、集計結果につきましては、現在作成中でございますので、出来次第、御配付をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。この案件も、既に今館長のほうからありましたけれども、説明をし、御指導いただいたということでございますので、その意見も反映しておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第13号、福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和3年度～5年度についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第12、議案第13号、福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和3年度～5年度について、提案理由並びに内容につきまして説明をさせていただきます。

135ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画第2次に基づき、各施策を計画的に推進できるよう令和3年度からの3年間の実施計画を策定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

別冊資料の議案第13号資料の実施計画書を御覧ください。実施計画書の1ページをお願いいたします。ここでは基本的な考え方として策定の目的や性格、計画の位置づけなどを記載してございます。

まず（1）の策定の目的及び（2）の性格でございますが、この実施計画は、福生市教育振興基本計画第2次に基づき、各施策を計画的に推進で

きるよう令和3年度から3年間の計画を策定するものでございまして、毎年度見直しを行うものでございます。

次の2ページ、3ページには、教育振興基本計画第2次で示しました4つの基本方針おのこの推進事業の体系を示しております。

次の4ページから5ページに教育部の運営方針、実施計画の新規、改善項目、継続費、債務負担行為について記載しております。

6ページから28ページまでが基本方針ごとの推進事業実施計画の内容でございます。

6ページを御覧いただきたいと存じます。上段に凡例と記載がございまして、新規事業につきましては事業名のところに(新)、改善事業につきましては(改)と表示しております。また、(点)とございますのは次年度実施いたします点検評価の対象事業を表しております。この対象事業につきましては、29ページから30ページにございます一覧にまとめてございまして、事業の成果を図る指標、目標値を設定しております。

実施計画に掲載している内容でございまして、市の総合計画の実施計画につきましては、公会計となったことを機に事業ごとの掲載となっております。このことから、教育委員会の推進プランにおきましても事業ごとに掲載をし、その事業が主にどのような取組を行うのかを掲載しております。

また、表の中の年度別計画の欄には、令和3年度一般会計当初予算案に計上しております予算額などを記載しております。

最後の31ページに福生市教育委員会の教育目標、32ページから33ページに教育目標を達成するための基本方針を掲載しております。

以上、議案第13号、福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）令和3年度～5年度についての説明とさせていただきます。原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。毎年度話題になっております事業の指標がなかなか数値化というのは難しいものもございまして。毎年これが作成。何か御指導等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいですか。それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第14号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。公民館長より内容の説明をお願いします。

公民館長 それでは、日程第13、議案14号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございますが、社会教育法第30条及び福生市公民館条例第17条の規定に基づき、次の者を福生市公民館運営審議会委員に委嘱しようとするものでございます。

任期でございますが、令和3年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

委員でございますが、松下正代氏、学校教育関係者、2期目でございます。石井和夫氏、社会教育関係者、3期目でございます。富田久美子氏、同じく社会教育関係者2期目でございます。渡部綾子氏、同じく社会教育関係者、3期目でございます。三浦理恵氏、同じく社会教育関係者、3期目でございます。

138ページをお願いいたします。石川慶子氏、同じく社会教育関係者、新任でございます。中村瑞穂氏、家庭教育関係者、伊藤静一氏、学識経験者、3期目でございます。三浦佳江氏、市民公募、2期目でございます。末木瑞枝氏、同じく市民公募、2期目でございます。

以上10名で、再任は9名、新任は1名でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教育長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

新任、再任といらっしゃいますが。よろしいですか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。議案第14号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、協議事項1、令和3年度福生市教育方針についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第14、協議事項1、令和3年度福生市教育方針について、提案理由並びに内容につきまして説明をさせていただきます。

139ページをお願いいたします。提案理由ですが、令和3年第1回市議

会定例会において、教育委員会が推進していく取組について述べるに当たり、令和3年度の教育方針を定める必要があるため御協議をお願いするものでございます。この内容は、3月2日の市議会定例会初日の冒頭で市長の施政方針演説に続いて教育長から御発言をいただくものでございます。

内容につきましては、配付をさせていただいております資料にて説明をさせていただきます。

資料の141ページをお願いいたします。教育方針の冒頭では、令和2年度は令和2年3月に策定をした教育大綱や教育振興基本計画第2次をスタートさせた年であり、新たな施策も含めて安定的に取組を進めていること。令和2年年頭から世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症により日常生活が変容したことや、そのような中であっても、本市独自の学習状況調査やGIGAスクール構想によるICT教育の着手、幼保小連携事業への取組、特別支援教育の推進や不登校特例校分教室の開室など、各種教育課題に対して着実に取組を進めたこと。社会教育関連では、コロナ対策を図った上での池上彰氏の講演会の実施など、困難な状況にあっても様々な事業を行ってきたことを述べております。

また、141ページ、中・下段で令和3年度の主要な事業について述べております。令和2年度と同様に教育振興基本計画に沿って推進していくこと。学校教育に関しては、コロナ禍の状況にあっても「学びを止めない」、「子ども達一人ひとりを大切に」をモットーにきめ細やかに教育の推進に努めること。それから、コロナ禍という特殊な状況にあったからこそ見えてきた個別最適化と集団内での教育について、学習指導要領に新たに明記された「学びに向かう力の育成」や実施計画などが教育効果をより高めるとの確信の下、各学校と一体となって質の高い教育の諸施策に取り組んでいくことについて記しております。その中でも、特にGIGAスクール構想に関して、1月に端末を1人1台配布したこと、令和3年度に校務系システムサーバーのセンターサーバ化を行い、より利便性を高めることなどについて述べています。

142ページ中段からは、社会教育関連について触れており、進学目的の学習支援で利用者からも好評の「スタディ・アシスト事業」を令和3年度も実施すること。スポーツ関連では、スポーツ施策を総合的に推進するスポーツ推進計画の改定を行うこと。中央図書館の開始に向けた実施計画を行うことなど、社会教育関連で特に取組を進める事業について述べております。

最後に、全体的なこととして、現状は先が見えない状況ではあるが、「教育は人づくり」の言葉を常に念頭に置き、様々な状況、立場にある方々が学び続けることができるように、様々な工夫を講じながら学ぶ機会を提供できるように努めるといたしまして、結びとしております。

以上、雑駁ではございますが、内容についての説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は以上でございます。質疑がありましたらお願いいたします。

委員の先生方にも御指摘をいただいたところについては修正をしたところでございます。この内容でよろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。協議事項1につきましても、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、協議事項1は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第15、その他報告事項について説明願います。その他報告事項の1、令和3年度組織改正について、部長より報告いたします。

教 育 部 長 それでは、資料は145ページ、その他報告1、資料をお願いします。私からは、令和3年度組織改正(案)について、主に教育部関連を説明いたします。

まず、1番、組織改正の要点でございますが、教育部関係は主に2点ございます。まず1点目は、(5)の「教育部教育総務課学校施設係」の廃止についてでございます。これは、要点の(1)にございます「行政管理課行政管理係」を統括部門とした公共施設等マネジメントの更なる推進とございますが、今年度末に学校社会教育施設などの個別施設管理計画が策定され、今後の保全や廃止、統廃合等を進めていくため、行政管理課が施設等の一元管理を行っていくこととなります。

また、それを受けまして、要点の(3)、「都市建設部施設公園課建築営繕グループ(改名)」により、学校や社会教育施設全ての市公共施設を一元管理した計画的な維持管理を行っていくこととなります。

これによりまして、教育部教育総務課の学校施設係は廃止となります。なお、学校との施設関係の連絡調整等は教育総務係が担うこととなります。組織改正後は、この教育総務係の事務量増加のおそれがあるため、定数外の加配扱いではございますが、重要施策推進要員として正規職員1名を配置いたします。

なお、係の配置に伴いまして、福生市教育委員会事務局処務規則及び事務専決規程改正となりますが、改正内容につきましては、後ほど別途説明をさせていただきます。

次に、教育部関係の大きな2点目です。1、組織改正の要点の(6)、「教育部主幹(特命担当)」の廃止でございます。このポストは、ICT環境整備事業が新型コロナウイルス感染症拡大の関係で前倒しとなり、令和2年度で初期整備が図られたことから廃止とするものでございます。なお、ICT以外の所管していた業務は、もう一名の教育部主幹、教育施策担当が引き継ぐものといたします。なお、ICT環境の整備に加え、幼保小連携などに伴う事務量の増加が継続しておりますが、教育指導課指導係に配置された再任用職員の任期が満了することなどがあるため、こちらも重要施策推進要員として正規職員1名を配置いたします。

恐れ入ります。資料は151ページ、中段、教育部の欄を御覧ください。重要施策推進要員は、先ほどの教育総務係、教育指導課指導係のほかにも教育支援課学務・給食係、給食センターに配置された再任用職員がこちらにつきましても任期満了となります。給食センターにおきましては、調理、施設管理を令和2年度に民間委託いたしまして、安定した運営が図られているところではございますが、しばらくの間はより一層の安定化を図るため、重要施策推進要員として、こちらも正規職員1名を配置いたします。

最後に、3、職員定数でございます。今回の組織改正によりまして、市全体の実配置数は380名となります。なお、教育部の組織定数は、現在の73名から65名、定数外の重要施策推進要員3名を合わせた実配置数は68名となります。

説明は以上でございます。

教 育 長 組織改正について内容の説明でございます。質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、質疑を終わります。

事務局からのその他報告事項、以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。